

品川区高齢者住宅あつ旋事業

住宅にお困りの高齢者世帯に対し、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会品川区支部の協力により住宅をあつ旋し、礼金等の転居時の一時経費を助成します。
連帯保証人がいない場合には、区が保証会社を紹介し保証料を助成します。

【対象となる方】

①から⑥までのすべての要件に該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方、または全員が65歳以上の世帯
- ② 以下のいずれかの理由で住宅にお困りの方
 - ア 立ち退きを要求を受けている。
 - イ 危険または劣悪な住宅にお住まいである。
 - ウ 保証人がいないなど賃貸借契約更新が難しい。
 - エ 家賃が高いなど賃貸借契約継続が難しい。
- ③ 品川区内に引き続き2年以上お住まいであること
- ④ 健康で独立して日常生活を営み、自炊できること
- ⑤ 持家でないまたは公的住宅にお住まいでないこと
(取壊し、差押えで自宅を失う、高家賃などでは申請可)
- ⑥ 区内の民間賃貸住宅へ転居を希望していること
※家賃等債務保証を利用する方は、以下の要件に該当すること
 - ⑦ 連帯保証人が立てられないこと
 - ⑧ 緊急連絡先があること

【助成する内容】

所得が基準額以内で、次の支払いがあった場合

【所得要件】

生計中心者の前年所得が基準額以内
(単身者:2,572千円、2人世帯:3,052千円)

【助成額】 ※立退き料等がある場合はその額を控除
礼金・敷金: 賃貸料の2か月分に相当する額以内
仲介手数料: 賃貸料の1か月分に相当する額以内
<助成額の賃貸料限度額>

ひとり暮らし世帯 月額35,000円
全員が65歳以上の世帯 月額55,000円

【初回保証委託料助成】

初回保証委託料の実費額(限度額50,000円)

※賃貸料(家賃)に対する助成ではありません。

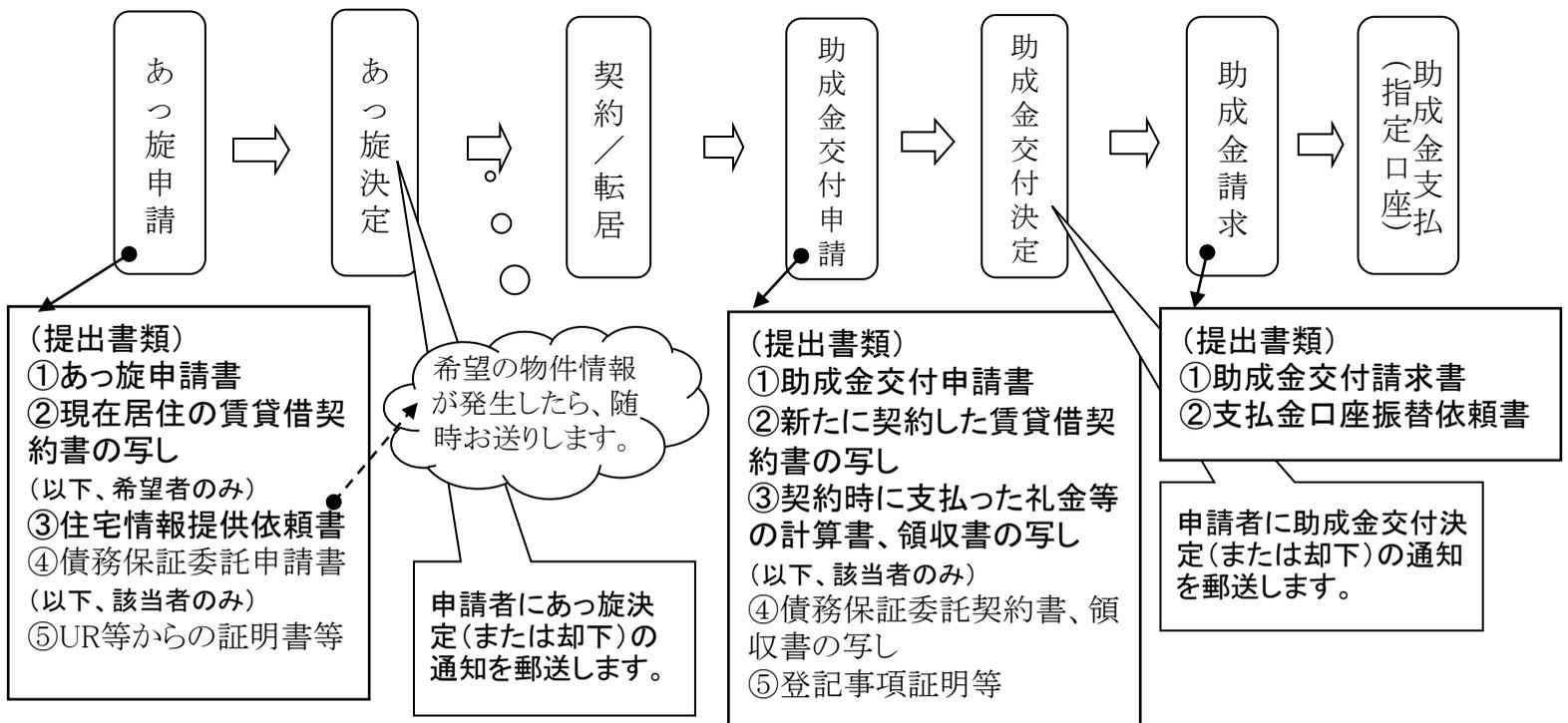
◎生活保護受給の方はケースワーカーに確認してください。

◎生活保護受給の方は生活福祉課での手続きです。

賃貸人に品川区が補償

このあつ旋を受けて転居した方で、ご本人が死亡または行方不明のため賃貸料が滞った場合、助成月額2か月の範囲内で賃貸人に区が補償します。
(ただし、家賃等債務保証制度を利用する場合は、この限りではありません。)

申請手続き



お問い合わせ

品川区高齢者地域支援課高齢者住宅担当 電話 5742-6735 FAX 5742-6882